

岩美町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年12月11日(月) 午後1時25分～午後3時15分

2. 開催場所 岩美町役場 ミーティング室

3. 出席委員

●農業委員12人

会	長	山	本	淳(14番)
委	員	1番	田	中一行
		2番	小	西由子
		3番	山	本一美
		4番	米	村進司
		7番	谷	口貴文
		8番	賀	山圭子
		9番	飯	野幸義
		10番	奥	山昌一
		11番	澤	大篤
		12番	大	森正良
		13番	福	石幸生

●農地利用最適化推進委員4人

15番	土	師信義
16番	上	田芳夫
19番	宮	本裕澄
20番	藪	田俊博

4. 欠席委員(3人)

5番	藪	内孝博
6番	上	根慶万
18番	中	野広正

5. 議事日程

日程第1 開会

日程第2 会長あいさつ

日程第3 議事録署名委員の決定

9番 飯野幸義

10番 奥山昌一

日程第4 報告事項

①前総会(11月10日)のてんまつ

②農地法第18条第6項の規定による通知について

日程第5 議事

①議案第1号 農地法第3条の規定による農地の権利移動の許可について

②議案第2号 令和5年度農用地利用集積等促進計画第6号について

③議案第3号 農地利用最適化推進委員の委嘱について

日程第6 その他

①令和5年度第1回農地部会結果報告

②岩美町農業委員会活動計画検討会結果報告

③届出書の添付資料について

④令和5年度農業委員会特別研修会の概要について

⑤令和5年度利用意向調査について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	杉本 征訓
局長補佐	前田 悟史
主事	石河 香央里

事務局	令和５年第９回岩美町農業委員会総会を始めさせていただきます。 総会の成立でございますが、本日の出席委員は１４名中１２名でございます。岩美町農業委員会会議規則第６条による定足数に達しておりますので、総会の成立を報告させていただきます。 なお、５番の藪内委員、６番の上根委員、１８番の中野委員から欠席する旨の連絡がございましたので、ご報告させていただきます。
事務局 会 長	それでは、会長から挨拶よろしく願いいたします。 皆さんこんにちは。 令和５年もあと２０日ほどとなりました。皆さんには、今年の出来事の反省も含めて、成果を含めて、来年に向けての計画を立てておられるというふうに思います。 先日、１１月３０日に東京で全国農業委員会会長会議がありまして、３件ほど要請事項として決議されましたので報告させてもらって、議題のほうに入らせていただければと思います。令和６年度農業関係予算の確保及び農地担い手等関連施設に関する要請を決議いたしました。それと、「地域農業を活かし、持続可能な農業・農村を創る全国運動」ということで、農業の推進に関する組織の申合せも決議したところであります。もう一点、情報提供です。一層の強化等に関する申合せ事項、情報を提供してという決議をいたしました。内容については、概要は８日付の農業新聞に出しておりますので、一読していただければというふうに思います。お願いをいたします。 それでは、議事のほうに入らせていただきます。
事務局	ありがとうございました。 それでは、今後の議長、進行につきましては、岩美町農業委員会会議規則第４条の規定によりまして、会長が議長を務めることとなっておりますので、会長、以後、議長をよろしく願いいたします。
議 長	それでは、日程３の議事録署名委員の決定ですけれども、岩美町農業委員会会議規則第１３条第２項の規定による議事録署名委員、議長のほうから指名させていただいてよろしいでしょうか。 (異議なし)

議 長	ありがとうございました。異議がありませんので、9番の飯野委員と10番の奥山委員にお願いいたします。
議 長	続きまして日程4の報告事項。 前総会のてんまつ、それから農地法第18条第6項の規定による通知について事務局の説明をお願いいたします。
事務局	では、報告事項1、前総会のてんまつについてご説明いたします。 議案の3ページをご覧ください。 11月総会、11月10日実施ということで、まず1点目、非農地証明ということで、岩井地内の1件1筆と浦富地内の1件1筆、荒金地内の1件3筆の計3件5筆について非農地証明申請についてお諮りをいたしました。こちらについて承認いただきましたので、11月15日付で非農地証明を申請者に送付しております。 2点目、耕作放棄地に係る非農地判断ということで、池谷地内の3筆の土地が非農地か否かについてお諮りし、非農地と認めていただきました。台帳の整理を完了しまして、11月15日付で町の税務課及び鳥取県東部農林事務所等関係各所と土地所有者へ通知するとともに、土地所有者のほうへ登記地目変更の依頼をさせていただいております。 3点目、3条1件1筆ということで、長郷地内の地目田の1筆について、売買による所有権移転についてお諮りしました。ご承認いただきましたので、11月15日付で譲受人、譲渡し人それぞれのほうに許可書を送付しております。 4点目、農用地利用集積等促進計画第6号ということで、13件48筆の申出についてお諮りし、ご意見ありませんでしたので、意見なしという形で11月13日付で町に回答をしております。 前総会のてんまつの報告は以上です。 続いて、報告事項2に移ります。 議案の4ページをご覧ください。 農地法第18条第6項の規定による通知についてご説明をいたします。 今回、農地法第18条第6項の規定による農地の賃貸借契約の解約通知を受理したものは5件11筆です。 1件目は、議案4ページの1番、2番についてです。こちらは相対の設定を解約するもので、今後は中間管理事業で、本日の議案第2号で別の耕作者への再配分についてご審議いただく予定です。 3番、4番と5番から10番は2件目と3件目になっております。こち

	らの2件目、3件目については、農地を売却予定のため、ひとまず利用権設定を解約するという事で、売却先は町内の農家を予定しているということです。まだ申請等は出てきておりません。 4件目、11番、12番についてです。こちらは鳥獣被害により耕作できないということで、耕作中止のため解約ということになっております。 続いて、6ページ目です。 5件目、13番、14番、こちらについては本日の議案第1号で3条の所有権移転を予定しておりますので、こちらをご審議いただく予定となっております。 報告について以上です。
議 長	報告が終わりました。 皆さんのほうで意見や質問がございましたらお願いいたします。ありませんか。 (質問、意見なし)
議 長	では、ないようですので、議事のほうへ入らせていただきます。
議 長	日程第5の議案第1号について、事務局、説明をお願いします。
事務局	それでは、7ページをご覧いただきたいと思います。 議案第1号「農地法第3条の規定による農地の権利移動の許可について」でございます。 農地法第3条の規定による農地の権利移動について、下記のとおり許可申請書を受理しましたので、許可について採択を求めます。 それでは、説明のほうは事務局員が行います。
事務局	今回、2件6筆の申請を受理しております。 まず、1件目について、1番の説明をいたします。 議案7ページをご覧ください。 1番、申請地は大字馬場*****、面積が1,429平米、登記地目が田となっております。申請者は、譲受人が馬場の*****さん、譲渡し人が鳥取市の*****さんです。権利の内容は、贈与による所有権移転となっております。 併せて資料の1をご覧ください。 資料1の2ページ、こちらの赤い塗り潰し部分が今回申請地です。

資料１の１ページに戻っていただきまして、（１）許可要件については、全部効率要件の枠に記載しておりますが、譲受人は農業用機械等は持っておらず、基幹作業は委託する予定ということで、委託先には話は通してあるというふうに伺っております。それ以外の保守管理作業であったり村の話し合い等の参加を行うということで、農地法、農業委員会が定める基準に適合していることを確認しました。

（２）申請地の現状及び今後の予定ということで、申請地はこれまで田として利用されてきており、取得後も田として利用予定ということで、周辺農地に影響を及ぼすことはありません。

１件目についての説明は以上です。

続いて、２件目についてご説明いたします。

議案をめくっていただきまして、８ページです。併せて資料の２もご覧ください。

申請地は、こちらは、５筆とも同じ状況ですので、まとめて説明させていただきます。１筆目は*****、面積は５２５平米、２筆目が大字浦富*****、面積が３８６平米、３筆目が浦富*****、面積が６５４平米、４筆目が浦富*****、面積が７９１平米、５筆目が浦富*****、面積が９４６平米となっております。こちら、５筆の面積の合計が３，３０２平米、登記地目は５筆全て田となっております。申請者は、譲受人が鳥取市の*****さん、譲渡し人は東京都*****さんです。権利の内容は、売買による所有権移転となっております。

場所については、資料２の２ページをご覧ください。

資料２の１ページに戻っていただきまして、（１）許可要件については、全部効率要件、常時従事要件等、農地法、農業委員会が定める基準に適合していることを確認いたしました。

（２）申請地の現状及び今後の予定ということで、申請地はこれまで野菜や果樹を栽培されており、引渡し後も同様に利用することを予定されておりますので、周辺農地に影響を及ぼすことはありません。作付作物としては、白菜や大根などの野菜、またキウイ、レモン、柿などの果樹を予定されています。

補足としまして、譲受人と譲渡し人の関係としては、いここです。譲渡し人の母親が浦富に居住されているようですが、これまでそのおばにあたる方と譲受人のご夫婦の３名で耕作をされてきたとのことです。それで、おばが高齢になってきて、作業がなかなか難しくなってきたため、今回の話がまとまったということです。また、こちらの売買価格が全体で*****円。１０アールあたりに換算しますと*****円です。

説明は以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

	各担当委員のほうから一言お願いしたいと思うんですが。
8 番	現地確認しました。
4 番	現地確認を事務局の方と、あと推進委員の宮本さんと 3 人で、11 月の下旬だったと思いますが。それで、農地パトロール、現地調査のときにも耕作者と時々会うことがありまして、圃場もきれいに草刈り等もしてありますし、なかなか熱心にされてるなという印象を受けておりますので、高齢というか 70 歳前後だったとは思いますが、やる気はとてもある方だと思いますので、問題ないと思います。
議 長	ありがとうございました。 それでは、皆さんのほうから質疑を受けたいと思います。 質疑のある方は挙手をお願いします。ありませんか。 (質問、意見なし)
議 長	ないようですので、採決のほうをさせていただきます。 議案第 1 号について賛成の方の挙手をお願いします。 (全員挙手)
議 長	ありがとうございました。全員賛成で認めていただきました。
議 長	それでは、次に議案第 2 号に入らせていただきます。 事務局の説明をお願いします。
事務局	それでは、総会資料 9 ページをお開き願います。 議案第 2 号「令和 5 年度農用地利用集積等促進計画第 7 号について」でございます。 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画の案について岩美町長より協議がありましたので、委員会の意見を求めます。 中身については、事務局員が報告、説明いたします。
事務局	議案の 10 ページから 13 ページ、今回の農用地利用集積等促進計画案を載せております。また、各地区の図面については、資料 3 を併せてご覧

ください。

今回、計画案の中で特に説明をさせていただくものについてですが、先ほど農地法第18条第2項の合意解約でご報告をさせていただいた1筆についてです。こちらは、12ページの19番、蒲生の*****さんのほうに今回つけさせていただいております。

また、この計画案が21番まであるんですが、この中で現時点で利用権設定をされておりまして、解約が必要なものについては17筆あるんですが、今回の報告事項としては書類が間に合わず、上げられておりません。17筆のうち15筆については、12月7日付で合意解約済みです。また、2筆については、現耕作者から合意を得て12月8日に機構へ送付しているところですので、12月中には解約予定となっております。こちらは後先になりますけれども、合意解約の報告は来月総会でさせていただきます。

最後に、権利の設定をする農用地については、賃貸借によるものが68筆11万459平米、使用貸借によるものが5筆5,899平米です。

以上です。よろしくお願いします。

議長

説明が終わりました。

それでは、質疑のほうに入らせていただきます。

議長

整理番号1番の*****の促進計画について質疑のある方、ありませんか。

19番

借りる年数ですけども、以前、3年がようけあったと思うんですけども、3年ごとに交付金があるということで、今回4年、全般的な話ですけど、4年が大勢を占めてますけど、何か理由がありますか。

事務局

こちら、実際には、始期と終期をご覧くださいと分かると思うんですけど、3年何か月っていうようなものを繰り上げて4と記載をさせていただいております。年度当初に立てていた計画で3年と記載、大体3年になるように2年10か月とかっていうものが出てきたりしまして、それでは対象にならないっていうことがありましたので、3年以上というのを目安にさせてもらっております。今回、この計画案については、これまでも同様なんですけど、繰上げで年数を書かせていただいております。

19番

分かりました。

議長

そのほか、いいですか。

(質問、意見なし)

議 長 ないようですので、1番*****の促進計画、賛成の方の挙手をお願いします。

(多数挙手)

議 長 ありがとうございました。賛成多数で承認されました。
続いて、2番の*****についてご意見ありますか。

(質問、意見なし)

議 長 では、ないようですので、2番の*****の促進計画について賛成の方の
挙手をお願いします。

(多数挙手)

議 長 賛成多数で承認されました。

議 長 続いて、3番の*****の促進計画で質疑をお願いします。ありません
か。

(質問、意見なし)

議 長 ないようですので、採決をさせていただきます。
3番の*****の促進計画に賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成でございました。
それでは、5番の*****さんの件について質疑等のある方、お願いします。

(質問、意見なし)

議 長 ないようですので、5番*****さんの促進計画に賛成の方の挙手をお願い
します。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。全員賛成です。

議 長

それでは、そのほかの人の案件について、4番****、6番****さん、それから7番の****さん、8番の****さん、それから9番の****さん、10番の****さん、11番の****さん、12番の****さん、13番の****さん、14番の****さん、15番の****さん、16番の****さん、17番の****さん、18番の****さん、19番の****さん、20番の****さん、21番の****さん、以上の方について一括して上程いたしますので、質疑のある方はお願いします。ありませんか。

(質問、意見なし)

議 長

では、ないようですので、今読み上げた方の促進計画に賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。全員賛成で承認されました。

議 長

それでは、議案第3号について事務局の説明をお願いします。

事務局

続いて、14ページをお開き願います。

議案第3号「農地利用最適化推進委員の委嘱について」でございます。

農業委員会等に関する法律第17条の規定により別紙の者を農地利用最適化推進委員に決定し、委嘱をすることについて採択を求めます。

中身については事務局より説明いたします。

事務局

現在、小田地区の農地利用最適化推進委員が欠員となっているところで、11月1日から11月30日までを期間としてこちらの募集をかけました。その結果、推薦がありましたので説明いたします。

議案の15ページと併せて、本日お配りしている追加資料1をご覧ください。

推薦があったのは、岩美町長郷の岸本彰さんです。

経歴や推薦理由等については、追加資料1のほうでご確認をお願いします。

推薦者は小田地区の自治会となっております。

	また、定員より多ければ農政部会で審議の後、総会で議決を採るという流れになりますけれども、今回は推薦者、応募者が定員と同数でしたので、農政部会の審議はせず、今回総会でお諮りするものです。こちらで採択されましたら、また後日、この推薦者さんと会長とで日程調整をさせてもらって、委嘱式を別途行う予定としております。 説明は以上です。
議 長	事務局の説明が終わりました。 皆さんのほうから質疑がありましたらお願いします。ありませんか。 (質問、意見なし)
議 長	ないようですので、採決させていただきます。 議案第3号に賛成の方の挙手をお願いします。 (全員挙手)
議 長	ありがとうございました。全員賛成でございます。可決されました。
議 長	それでは、以上で議事が全て終了いたしましたので、日程6のその他に入らせていただきます。 事務局のほうでお願いします。
事務局	①令和5年度第1回農地部会結果報告 ②岩美町農業委員会活動計画検討会結果報告 ③届出書の添付資料について ④令和5年度農業委員会特別研修会の概要について ⑤令和5年度利用意向調査について
議 長	1月の総会は3時30分からということでお願いします。 以上で全て終わりました。どうも長い間ご苦勞さんでございました。終了させていただきます。